

請願・陳情はこんな方法で・・・

請願を市議会へ提出する場合は、次の様式で作成し、議会事務局へ提出して下さい。

- ①請願・陳情の件名
(「〇〇に関する請願」または「〇〇に関する陳情」)
- ②要旨・理由
(内容は簡単明瞭に)

- ③請願・陳情者の住所、氏名及び押印 (多人数で請願・陳情する場合は、必ず代表者を決めてください。)
- ④請願は1人以上の議員の紹介が必要です。紹介議員の署名又は記名押印を受けてください。陳情も様式は請願と同じですが、紹介議員は必要ありません。
- ⑤請願・陳情の提出はいつでも受け

付けますが、当該定例市議会にかかるものは、事務処理の都合上、定例市議会の招集初日の正午までに提出をお願いします。

- ⑥請願・陳情の様式は、A4判縦、横書きでお願いします。
- ⑦詳しくは議会事務局へお問い合わせください。
(下記は請願書様式です。)

〇〇に関する請願者名簿

住 所	氏 名	印

請願者が多人数の場合

〇〇に関する請願

趣旨
〇〇〇〇・・・。
説明
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇・・・。
上請願します。

平成〇年〇月〇日
請願者(代表者)住所
氏 名 ㊟

秩父市議会
議長 〇〇〇〇様

(文例)

請 願 書

紹介議員
氏 名 ㊟
(署名または記名押印)

表紙

議会の仕事、用語解説

【市議会】しぎかい

市議会は、市民の要望を聞き、予算や条例など市の意思を決めることから「議決機関」といい、市長は市議会で決めたことに基づきながら実際に事業を行うので「執行機関」といいます。市議会と市長は、独立した立場から協力し合い、市政を運営していきます。

【議会の仕事】ぎかいのつとめ

市議会の基本的な仕事は、「議決」です。市長や議員から提出された議案などを審議し、議会の意思を決めます。主に次のようなものがあります。

- ◆条例の制定、改正、廃止
- ◆予算の決定、決算の認定
- ◆予算価格1億5千万円以上の工事や製造の請負契約の締結
- ◆副市長、教育長、監査委員などの選任同意
- ◆国や県へ意見書の提出

【一般質問】いつぱんしつもん

一般質問は、議案に関係なく、行財政や市政全般について、市長をはじめとした執行機関に対して見解などを問うもので、定例会でのみ行われます。議案の審議と同じように、一般質問も重要な役割をもっており、市民の考えを市政に反映させるなど、市当局と自由

に討議ができる場でもあります。

円滑な議会運営および適切な答弁を得るため、事前に質問の趣旨を議長に通告すること(通告制)が決められているほか、市当局によるヒアリングを実施しています。

【通告制】つうこくせい

議会での発言は、すべて、議長の許可を得た後に行わなければならない。事前に、質問の趣旨を議長に提出する場合があります。それを通告制といいます。

一般質問については、定められた期間内に、議長に質問の趣旨を文書で通告することが、市議会会議規則で決められています。

議案に対する質疑については、その時々での議会の状況によって、一部分(新年度予算や決算に対する質疑など)については、通告制を実施する場合もあります。通告制を実施することにより、議員の質問の内容及件数を、事前に把握できるため、議会のスムーズな進行にもつながっています。

【ヒアリング】ひありんぐ

一般質問の趣旨を正確に把握するため、市当局が、議員に、質問の趣旨を事前に確認することです。議会のスムーズな進行および、一般質問に対して適切な答弁を得ることを目的とし、秩父市議会では、ヒアリングを実施しています。